

2025年1月14日

令和7年度 不動産コンサルティング技能試験 実施要項を公表

推進センターは、令和7年度不動産コンサルティング技能試験の実施要項を公表しました。

「公認 不動産コンサルティングマスター」(以下、「マスター」)は、国家資格である宅地建物取引士、不動産鑑定士、一級建築士がその専門性を活かしながら「不動産価値の創造と最大化」を目指す、わが国唯一の不動産コンサルティングの資格です。

昨年6月に国土交通省が発表した「不動産業による空き家対策推進プログラム」では、媒介業務に含まれないコンサルティング業務の促進が課題解決につながると明記されました。これを受け、業界内外から不動産コンサルティングの必要性と重要性がこれまで以上に注目されており、推進センターは国土交通省と連携し、消費者が信頼できる不動産コンサルティングサービスの更なる普及に向けた動きを推進しています。

マスター資格を取得することで、不動産コンサルティングに興味のある皆さまのキャリアアップに繋げていただければと考えています。

令和7年度不動産コンサルティング技能試験の実施要項は、次の通りです。

◆令和7年度試験実施要項

試験実施日	11月9日(日) 択一式試験(午前)及び記述式試験(午後)
試験地 (予定)	全国12会場にて実施 :札幌、仙台、東京、横浜、静岡、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、沖縄
申込受付	令和7年7月16日(水)10:00～9月17日(水)23:59
受験料	31,500円(消費税含む)
合格発表	令和8年1月9日(金) 試験合格基準: 択一式及び記述式試験の合計200点満点中一定以上得点した者を合格とする。

不動産コンサルティング技能試験

▼ホームページ <https://www.retpc.jp/rcm/exam/outline/#r7gaiyo>

不動産コンサルティング技能試験に関する問い合わせ先

TEL: 11:00～15:00 (土・日・祝・毎月第1・3・5金曜を除く)

メール: consul@retpc.jp

不動産流通推進センターホームページ

<http://www.retpc.jp/>

<ニュースリリース問い合わせ先>

公益財団法人 不動産流通推進センター
事業推進室 TEL: 03-5843-2075